

## 平成20年度税制改正のポイント抜粋

### 1. 証券税制

（所得税・住民税）

【趣旨】金融税制について国が最終的な目標としているのは、金融商品に係る税率の一本化と、各商品の所得区分を越えた損益通算である。その第一歩としてまず配当所得と譲渡損との通算が開始される。

【内容】

- ① 上場株式等に係る譲渡所得・配当等の10%軽減税率の廃止。
- ② 特例措置（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間））
  - ・ 上場株式等の譲渡所得等の金額のうち … 500万円以下の部分 → 軽減税率10%
  - ・ 配当所得等の金額のうち …………… 100万円以下の部分
- ③ 譲渡損と配当の損益通算（平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税）
 

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除できる。

今後の上場株式等の税制のまとめ

	平成20年	平成21年		平成22年	平成23年
譲 渡 益 課 税	所得税 7%	譲渡益年間 500万円以下	所得税7%・住民税3% (源泉徴収あり口座は申告不要)		所得税15%・ 住民税5%の 申告分離課税 (源泉徴収あり 口座は申告 不要)
	住民税 3% (10%)	譲渡益年間 500万円超部分	所得税15%・住民税5% (申告不要制度廃止) (注) 源泉徴収あり口座では、一旦 所得税7%・住民税3%が源泉 徴収される		
配 当 課 税	所得税 7% 住民税 3% (10%)	配当額年間 100万円以下	源泉徴収  所得税7%  住民税3% (10%)	①申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税7%・ 住民税3%の申告分離	①所得税15%・ 住民税5%で 申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税15%・ 住民税5%の 申告分離課税
		右の選択		①総合課税 (配当控除あり) ②所得税15% ・住民税5%の申告分離	
	配当額年間 100万円超部分	右の選択	特定口座へ入庫可能		
譲渡損 と配当 の損益 通算	損益通算 できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告分離課税の配当所得と譲渡損の損益通算可</li> <li>・ 3年内の譲渡損と申告分離課税の配当所得との通算可</li> </ul>		源泉徴収口座内の配当所得の計算時に、その口座内の株式譲渡損を控除して源泉徴収する	

(注) 配当の年間合計額から、年間1万円以下の配当銘柄を除く

大口配当(株式保有割合が5%以上)や非上場株式は次のとおりである。

譲渡所得	所得税15%+住民税5%の申告分離課税
配当所得	20%所得税の源泉徴収後、総合課税(配当控除あり)・少額配当の特例あり

## 2. 支払調書の提出義務の拡大

### (1) 特定口座等 (平成21年1月より)

平成21年1月以後、源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書は税務署に提出され、また、上場株式等の配当についても支払調書が税務署へ提出される(特定口座内に受け入れた株式等の配当については特定口座年間取引報告書に記載される)。

### (2) 金融・商品先物取引業者の支払調書の提出義務 (平成21年1月より)

先物取引業者は外国為替証拠金取引(FX取引)等の金融商品先物や商品先物取引に係る支払調書を、税務署に提出しなければならない。現在は取引所の取引(くりっく365)のみ、支払調書が税務署へ提出されている。

### (3) 国外送金に係る調書 (平成21年4月1日より)

国外送金に係る調書の提出対象額が現行の200万円超から、100万円超に引下げられる。

## 3. エンジェル税制

(所得税)

### 【趣旨】

今後の経済を支える産業や技術のもととなり、地域の雇用拡大にもつながるベンチャー企業育成のため、エンジェル税制を抜本拡大し、ベンチャー企業への投資額を所得控除できる制度となる。

### 【内容】

個人が次の特定中小株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用できる。

- ア) 設立1年目の中小企業新事業活動促進法の特定新規中小企業者
- イ) 設立2、3年目の特定新規中小企業者で設立以来の営業キャッシュフローが赤字である会社

したがって、所得控除である寄附金控除制度は次のとおりとなる。

- ① 寄附金(出資額) - 5,000円
- ② 総所得金額×40% - 5,000円
- ③ ①と②のいずれか小さい金額を総所得金額等から控除する。

(注意) その特定新規中小会社の株式を譲渡する場合の取得価額から、①の適用を受けた部分の金額は控除される。

上記の規定と従来のエンジェル税制は選択できる。

(参考) 従来のエンジェル税制とは

- ①投資段階・・・個人投資家が金銭の払い込みにより、一定のベンチャー企業に投資した場合、その投資額をその年の株式譲渡益から控除する。
- ②売却段階・・・譲渡損失を翌年以後3年間繰り越し控除できる。

※ そのベンチャー企業の株式を譲渡する場合の取得価額から①の適用を受けた部分の金額は控除される。

※ 売却段階において、譲渡益があった場合の譲渡益の1/2圧縮課税は経過措置の後、廃止される。

#### 4. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度 （相続税）

（平成21年度税制改正）

##### 【趣旨】

中小企業における事業承継相続人の相続税の負担の重さがもたらす事業承継への障害、後継者不足による廃業増加傾向、地域の雇用確保、地域経済の活力維持などの問題をふまえ、「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（事業継続円滑化法）」が平成20年10月に施行されることとなった。それらの動きに合わせた中小企業の事業承継税制の抜本的見直しがなされる。

##### 【内容】

事業承継相続人が非上場会社を運営していた被相続人から相続等により、その会社の株式等を取得しその会社を運営していく場合において、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（発行済議決権の3分の2以下）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される。

##### 【適用要件】

会 社	中小企業基本法の中小企業であること
被相続人	① 会社の代表者であったこと ② 被相続人とその同族関係者で発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、筆頭株主であった場合
事業承継後継者	① 会社の代表者であること ② 後継相続人とその同族関係者で発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、筆頭株主となる場合

事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付が免除される。

##### 【猶予税額を納付しなければならないケース】

- ① 相続税の法定申告期限から5年の間に、事業承継相続人が次に掲げる事業継続要件を満たさなくなった場合は、その時点で猶予税額の全額を納付する。
  - ・代表者であること
  - ・雇用の8割以上を維持すること
  - ・相続株式を継続保有すること
- ② 上記の期間経過後に納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その譲渡割合に応じて猶予税額を納付する。
- ③ これらの場合、法定納期限から利子税も合わせて納付する。

##### 【留意点】

- ① 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（10%減額特例）は経過措置の後、廃止される。
- ② これらの制度は平成21年度税制改正で創設する。ただし、「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（事業継続円滑化法）」の施行日（平成20年10月施行）以後の相続税に遡って適用される。
- ③ 相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることや基礎控除及び税率等についても検討される。

5. 住宅の省エネ改修促進税制の創設（平成20年4月1日～12月31日の工事）（所得税）

【趣旨】

CO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、住宅の省エネ対策を加速させ、既存住宅の省エネ機能向上の促進を支援するために「住宅の省エネ改修促進税制」が創設された。

【内容】

居住者がある者の居住用家屋について、償還期間5年以上の住宅ローン等を利用して一定の省エネ改修工事を含む増改築を行い、平成20年4月～平成20年12月31日の間に居住した場合、その住宅借入金等の年末残高の一定割合が5年間、所得税額から税額控除される。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が適用できる場合はいずれかを選択して適用する。

【適用対象工事】（対象となる省エネ改修工事）

- ① 居室のすべての窓の改修工事、又はそれと合わせて行う床、天井、壁の断熱工事で、以下の要件をすべて満たすこと
  - ・改修部位がいずれも平成11年基準以上の省エネ性能となる。
  - ・改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から1段階相当以上上る。
  - ・工事費用が30万円超である。
- ② ①の工事のうち改修後の住宅全体の省エネ機能が平成11年基準相当になるもの。

【税額控除額の計算】

- ① 省エネ改修工事を含む住宅ローンについて、1,000万円を限度に年末残高の1%を控除
- ② 省エネ改修工事にかかる住宅ローン残高は200万円を限度に年末残高の2%を控除

	ローン残高	控除率	控除期間
① 省エネ改修工事を含む増改築工事費用	～1,000万円	1%	5年間
② 特定の省エネ改修工事	～ 200万円	2%	5年間

6. 一定の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額（固定資産税）

（平成20年4月1日～平成22年3月31日の工事）

省エネ改修工事について、住民税では固定資産税の減額措置をとっている。

平成20年4月1日から平成22年3月31日までに一定の省エネ改修が行われた住宅（賃貸住宅を除く）については、翌年度分の税額の1/3を減額する。（120㎡を限度）

建築士が発行した証明書を添付して、改修後3ヵ月以内に市町村への申告が必要となる。

居住の用に供する時期	固定資産税の減額	工事費用
平成20年4月1日から 平成22年3月31日まで	翌年度分の税額の1/3を減額 (120㎡以下の部分)	30万円以上

## 7. 長期優良住宅（200年住宅）に係る課税の特例の創設等

長期優良住宅とは、様々なライフスタイルに対応できる長持ちする住宅のことをいう。長持ちするためには①耐久性や②耐震性が、様々なライフスタイルに対応するためには③可変性や④内装等維持管理の容易性が重要となるため、長期優良住宅はこの4要素を満たすものをいう。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い、税制上の措置がとられる。

### （1）長期優良住宅の登録免許税の軽減税率の特例 （登録免許税） （施行日から平成22年3月31日までの間の新築・取得）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの間に新築又は取得（未使用のものに限る）する長期優良住宅に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率について、次のとおり軽減される。

	軽減税率の特例		本則
	長期優良	一般	
所有権の保存登記	1/1000	1.5/1000	4/1000
所有権の移転登記	1/1000	3/1000	20/1000

※ 個人の住宅用家屋で床面積が50㎡以上、新築または取得後1年以内に登記すること。

### （2）長期優良住宅の固定資産税の税額軽減 （固定資産税） （施行日から平成22年3月31日までの間の新築・取得）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの間に新築又は取得（未使用のものに限る）する長期優良住宅について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、新しく課税される年度から5年間（耐火構造等の中高層建物は7年間）にわたり、120㎡までの部分につき税額の2分の1が軽減される。

対 象	適用年	減 額	住宅の要件	その他
① 新築住宅	5年間 (一般3年間)	税額の 1/2 相当額	a. 併用住宅の場合、居住部分の割合が1/2以上 b. 居住部分の床面積が50㎡以上 280㎡以下 (戸建以外の貸家住宅40㎡以上)	居住部分の床面積が120㎡以下の部分
② 新築中高層耐火住宅 (地上3階以上)	7年間 (一般5年間)			

### （3）長期優良住宅の課税標準の特例 （不動産取得税） （施行日から平成22年3月31日までの間の新築・取得）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの間に新築又は取得（未使用のものに限る）する長期優良住宅について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、建物に係る不動産取得税の課税標準から1,300万円（一般住宅は1,200万円）が控除される。

## 8. 土地等の売買等にかかる登録免許税の特例 (登録免許税)

土地の売買にかかる登録免許税について平成23年3月31日まで期限延長され、下記のように段階的に引き上げられる。

項 目	改正前		改正後	
	～H20. 3. 31	H20. 4. 1～	H21. 4. 1～	H22. 4. 1～
土地売買による所有権移転登記 (本則20/1000)	10/1000	10/1000	13 /1000	15/1000
土地所有権の信託登記 (本則4/1000)	2/1000	2/1000	2.5/1000	3/1000

## 9. 法定耐用年数の見直し (所得税・法人税)

**【趣 旨】** 減価償却制度について国際競争力強化と企業の事務負担の軽減を目的として、法定耐用年数について、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基準に資産区分の大括り化を行う。

### 【内 容】

#### (1) 法定耐用年数区分の見なおし

従来、機械装置については設備の種類ごとに390区分とされていた。これを55区分とし、さらに実態に即した使用年数に見直された。

この改正は既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度において適用される。

#### (2) 短縮特例制度

耐用年数短縮制度の申請事務は煩雑で、申請にコストがかかっていたが、短縮特例制度の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は、承認申請は不要とし、届出制として簡素化される。

## 10. 研究開発税制・情報基盤強化税制・教育訓練税制の見直し (法人税・所得税)

### (1) 研究開発税制

各国とも国際競争の勝負の鍵となる試験研究に対する優遇税制を拡充している。日本も民間の研究開発投資がさらに加速するよう制度を見直した。研究開発費を每期増加させる企業はもとより、売上に対する研究開発投資割合の高い企業に対し、一定の算式により計算した投資額につき税額控除を受けられる。その限度額が中小企業は最大30%まで枠が広げられた。

### (2) 情報基盤強化税制

戦略的にIT投資を加速させることが国際競争の中では不可欠となっているため、情報基盤強化税制の期限を延長し、適用対象設備に情報システムを連携するソフトウェアを加え、さらに取得価額の最低限度を300万円から70万円に引き下げた(資本金1億円以下の中小法人)。基準取得価額(取得価額の70%)の10%の税額控除、又は特別償却50%を選択できる。

### (3) 教育訓練税制

中小企業の生産性の向上、成長、底上げのためには人材投資が不可欠である。従来、教育訓練税額控除については教育訓練費が増加しなければ適用できなかったため、非常に使いにくい面があった。そこで労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合、教育訓練費総額の8～12%の税額控除の適用を受けられるよう制度を拡充した。

## 1 1. ふるさと納税

(住民税)

### (1) 寄附金控除の拡大

個人が寄付を行ないやすくするために、寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げられるとともに、適用下限が5,000円（現行100,000円）に引き下げられる（平成21年度分以後の個人住民税に適用）。

現 行	改正後
次のうち、いずれか低い方の金額	次のうち、いずれか低い方の金額
①特定寄附金の額 ②総所得金額等の25%	①特定寄附金の額 ②総所得金額等の30%
-100,000円 所得控除方式	-5,000円 税額控除方式

### (2) ふるさと納税の創設

都道府県または市町村に5,000円を超える寄付をした場合、その超えた金額に「90%－寄付を行なった者に適用される所得税の限界税率」で求めた率を乗じて得た金額の5分の2を都道府県税から、5分の3を市町村税からそれぞれ税額控除する。

控除対象限度額は、総所得金額等の30%（地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）で、具体的には次の①と②の合計額が税額控除される。

①（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×10%

②（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×（90%－その者の所得税限界税率）

（注）②については住民税所得割の1割を限度

## 1 2. 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

公的年金受給者の納税の便宜や市町村の徴収事務の効率化の観点から、個人住民税において、公的年金からの特別徴収制度を導入する。（平成21年10月支給分より）

## 1 3. 期限延長の措置法

### (1) 住宅取得等資金の相続時精算課税の特例

(贈与税)

住宅資金等贈与に係る相続時精算課税の特例（親の年齢制限をなくし特別控除枠を1,000万円上乗せする）を平成21年末まで延長する。

### (2) 少額減価償却資産の即時償却

(法人税・所得税)

資本金1億円以下の中小企業者の、30万円未満の少額減価償却資産の即時償却の特例は平成22年3月末まで延長される。

### (3) 交際費の損金不算入制度の特例

(法人税)

資本金1億円以下の中小企業者の交際費について、400万円まで90%の損金算入が認められている制度が平成22年3月末まで延長される。

### (4) 創業5年以内の中小企業の繰戻還付措置

(法人税)

創業5年以内の中小企業について、1年間の繰戻還付が認められている制度について平成22年3月末まで延長される。

### (5) 中小企業投資促進税制

(法人税・所得税)

資本金1億円以下の中小企業者が機械装置(160万円以上)、器具備品(120万円以上)を取得した場合の7%税額控除、または30%特別償却の特例について平成22年3月末まで延長される。

## その他の主な改正等

### 金融資産運用設計関係

#### <景気動向指数について>

平成20年4月分から、従来のD Iに代えC I（Composite Index）中心の公表形態に変更された。C Iの変化の大きさは景気拡大や後退のスピードを表し、C Iの山や谷は、景気の山や谷とほぼ対応するという特徴がある。

#### <指標名変更 マネーサプライ → マネーストック>

日銀は2008年5月速報計数から一部内容を変更し、マネーストック統計に名称を変更した。従来、現金通貨と国内銀行等の預金通貨を「M1」としていたが、国内銀行等に加えてゆうちょ銀行、農協、信用組合などが保有する預金通貨と現金通貨の合計を新「M1」とした。従来の「M2 + CD」と接続する指標は、新「M2」として継続して公表される。新「M2」＝現金通貨＋国内銀行等（除くゆうちょ銀行等）に預けられた預金（要求払い預金＋定期預金等、譲渡性預金も含む）

#### <個人向け国債の金利・中途換金>

##### ①10年変動利付債

原則として、利子計算期間開始時の前月の10年固定利付債の入札（初回の利子については募集期間の開始時の直前に行なわれた入札）における平均落札利回りから0.8%を差し引いたもの。

##### ②5年固定利付債

募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回りから0.05%を差し引いたもの。

##### ③中途換金調整額

平成20年4月15日以後の中途換金調整額

10年変動利付債：直前2回分の税引き前利息相当額×0.8

5年固定利付債：直前4回分の税引き前利息相当額×0.8

#### <マーケットメイク方式の廃止>

ジャスダック市場のマーケットメイク方式は2008年3月21日をもって廃止され、4月1日から従来のマーケットメイク銘柄はすべてオークション方式で売買され、全銘柄について成行注文が認められるとともに、値幅制限も設けられた。

#### <証券税制>

平成21年以後、株式投資信託は解約請求、買取請求にかかわらず、すべて譲渡所得に区分されることとなった。

### 不動産運用設計

<事業用定期借地権の改定> 存続期間が10年以上50年未満となった（借地借家法23条）

<路線価の公表時期> 路線価は平成20年公表分より7月に公表されることとなった。

## ライフプランニング関係

## ＜政府系金融機関の統合「日本政策金融公庫」の発足＞ 平成20年10月

国民生活金融公庫は、他の政府系金融機関である農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（の国際金融等業務）と統合され、平成20年10月から政府100%出資の「株式会社日本政策金融公庫」に移行した。これに伴い、沖縄振興開発金融公庫は、平成24年度以降に日本政策金融公庫に統合されることになっている。

## ＜公的教育ローンの制度改定＞ 年金教育資金貸付・教育積立郵便貯金

- ・年金教育資金貸付は、資金斡旋業務を行っていた独立行政法人医療福祉機構が平成20年度以後の斡旋業務を休止したことから、平成20年4月に実質廃止となった。
- ・教育積立郵便貯金は郵政民営化前に積立てを行っていた人が満期を迎えた場合のみ、斡旋融資の対象となる。

名 称	教育資金一般貸付	郵貯教育資金貸付
取扱機関	国民生活金融公庫・沖縄振興開発金融公庫	
申込先	日本政策金融公庫	郵便局 ゆうちょ銀行
借入資格 年収要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者 年収990万円以内</li> <li>・自営業者等 所得770万円以内</li> </ul> ※世帯収入で判定する 平成20年10月以後は、扶養している子の人数によって上限金額（括弧内は自営業者）が異なる（注）。 子1人790万円（所得590万円）以内 2人890万円（＼ 680万円）以内 3人990万円（＼ 770万円）以内 4人以上は、子3人の額に、子1人について100万円ずつ加算 （事業所得者は所得換算額）	①積立てが完了し、満期を迎えていること ②満期日から4年以内であること 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の斡旋を受けた人 （注）年収要件は無い

注) 子どもの数が2人以下で一定の要件に該当する場合は、平成20年10月前の所得制限の範囲内で融資対象とする経過措置が講じられる。

## ＜全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）への移行＞ 平成20年10月

国が保険者である政府管掌健康保険は、平成20年10月に新たな保険者として全国健康保険協会が設立され、国から独立した健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険：略称協会けんぽ）として発足した。都道府県単位で財政運営を行なう方式が採用され、都道府県ごとの保険料率が設定される。当面は保険料、給付等、従来の政府管掌健康保険と変わらない。

## ＜ねんきん定期便とねんきん特別便＞

平成16年法改正により導入され、平成19年3月から一時先行実施された「ねんきん定期便」は当初平成20年4月より実施予定であったが、「ねんきん特別便」が優先されることから、本格実施は平成21年4月からとなる。ねんきん特別便は、年金記録問題を解消するために年金受給者と被保険者全員に送られる1回限りの通知であるが、ねんきん定期便は、毎年誕生日ごとに送付される通知である。ねんきん定期便には、加入履歴に加えて、厚生年金のすべての標準報酬月額、国民年金のすべての納付状況が通知される予定である。

## リスクと保険関係

### <かんぽ生命保険の入院給付金特約>

平成20年7月2日以降契約より、契約当初から疾病傷害入院特約保険金額の1.5/1000相当額の入院給付金が、入院1日目から支払われる。

なお、郵政民営化以後、平成20年7月1日までに契約された傷害入院特約または疾病傷害入院特約の解約と同時に新特約を付加することができる。

## 相続・事業承継設計関係

### 1. 類似業種比準価額(財産評価)

(相続税)

類似業種比準価額の比準要素の一つである年利益金額が0の場合は、3で除することとされていたが、5で除することとなった(下記算式の\*部分)。

従来、年利益金額が限りなく0に近い小さい金額であっても5で除するにもかかわらず、利益が0以下(赤字でも)の場合は3で除さなくてはならなかった。これでは利益が0以下のほうが株価が高くなる。その不合理を解消するための改正である。

平成20年1月1日以後の相続、遺贈、贈与により取得した財産の評価より適用された。

<類似業種比準価額の算式>

$$\text{類似業種の株価} \times \left[ \frac{\frac{\text{評価会社の配当}}{\text{類似業種の配当}} + \frac{\text{評価会社の利益}}{\text{類似業種の利益}} \times 3 + \frac{\text{評価会社の純資}}{\text{類似業種の純資}}}{\boxed{5}^*} \right] \times \text{斟酌率}$$

### 2. 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律

中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力を維持し、中小企業の雇用を確保する観点から極めて重要な課題となっている。ところが、現在、承継すべき非上場株式評価額が高いことから相続税の負担が重く、事業後継者の円滑な承継に支障をきたしていたり、遺産分割の上で親族間の争いがあったり、後継者不足により廃業せざるを得ないケースなどが年々増加傾向にある。そこで「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(事業継続円滑化法)」が平成20年10月に施行されることとなった。

この法律は次の3つの柱からなっている。

(1) 遺留分に関する民法特例法、(2) 金融支援措置、(3) 非上場会社株式の相続税の納税猶予

#### (1) 遺留分に関する民法特例法

一定の要件を満たす中小企業者の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意し、所要の手続き(経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができる。

- ① 後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。
- ② 後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意のときにおける価額とすること。

## (2) 金融支援措置

代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者が、経済産業省の認定を受けた場合において、次の措置がとられる。

- ① 中小企業者の資金の借入れに関し、中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化する。
- ② 中小企業者の代表者に対し（株）日本政策金融公庫が必要な資金を貸し付けることを可能にする。

なお、経済産業省の認定を受けるには次の要件を満たす必要がある。

- ① 中小企業者：一定期間以上の事業継続法人又は個人であること。
- ② 後継者：50%超の株式を保有し代表者であること。

## 3. 公益法人関係税制

平成20年12月に新公益法人制度が施行される。

従来は、公益法人は主務官庁が設立許可し、公益性の判断も主務官庁の裁量であった（旧民法34条による設立）が、改正後は準則主義により「一般社団法人」・「一般財団法人」を登記設立できる（準則主義とは一定の要件を備えたものには法人格を認めること）。

その一般社団法人・一般財団法人のうち、「公益認定委員会」による公益性の判断を経て、都道府県知事等の認定を受けたものが「公益社団法人」「公益財団法人」となる。

移行期間は5年間とし、移行期間中の認定も認可も受けていない従来の公益法人（旧民法34条法人）は特例民法法人として従来の課税関係を継続する（収益事業に対して22%課税、所得金額の20%のみなし寄附金、利子の源泉税非課税）。

非 営 利 法 人				
		中間法人	旧民法34条法人（従来の公益法人）	
		↓	5年間の移行期間	
		↓	認可	↓
		↓	認定	
		一般社団法人・一般財団法人		公益社団法人 公益財団法人
		右以外	非営利一般法人 <sup>(注1)</sup>	
課税対象	収益事業	課税	課 税	
	収益事業以外	課税	非課税	
法人税率	800万円以下	22%		
	800万円超	30%		
利子に対する源泉税		源泉所得課税あり		非課税

(注1) 剰余金配当を行わない、解散時の残余財産を国・他の公益社団等に帰属させる等定款に定められている法人。

(注2) 収益事業から公益目的事業財産へ繰り入れた場合、みなし寄附金として損金算入が認められる。所得金額の50%又は公益目的事業財産への繰入のいずれか大きい金額を限度とする。